

# 1 1 種目変更

## 1 1 種目変更

「**工事**」又は「**測量・設計等**」で既に京都市（市役所／交通局／上下水道局）の名簿に登録されている事業者は、年2回の新規登録の際に、**登録している「工事」又は「測量・設計等」の種目を変更**することができます。

なお、**登録先（市役所、交通局、上下水道局）の追加や、登録種目の追加は、通常の新規申請扱い**です。また、「物品」は、原則として種目変更することはできません。

(例)

### 【「種目変更」に該当】

工事：「1 土木工事」に登録あり→登録種目を1から「6 舗装工事」に変更  
測量・設計等：「33 建築設計」に登録あり→登録種目を33から「34 設備設計」に変更

【「種目変更」に該当しない】 ※いずれも通常の新規申請扱い

#### <登録先の追加>

工事：市役所「1 土木工事」に登録あり→交通局「1 土木一式工事」も登録  
測量・設計等：市役所「31 測量」に登録あり→上下水道局「52 測量」も登録

#### <登録種目の追加>

工事：市役所「1 土木工事」に登録あり→1に加え「2 建築工事」も追加  
測量・設計等：市役所「31 測量」に登録あり→31に加え「32 土木設計」も追加

#### <登録資格の追加>

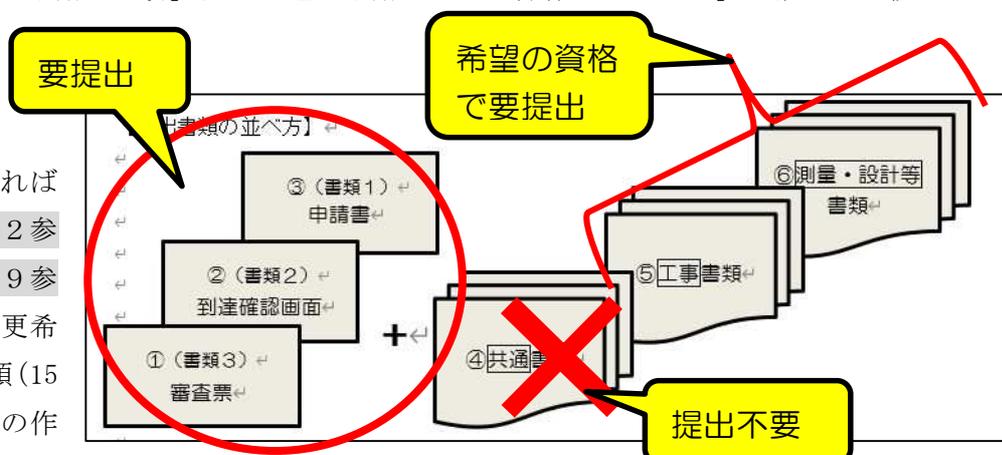
「工事」に登録あり → 「物品」にも登録を申請（工事の登録はそのまま）  
「物品」に登録ある → 「測量・設計等」にも登録を申請（物品の登録はそのまま）

電子申請システムでの申請（入力）方法や、提出書類等は、**以下の4点を除いて通常の新規登録の場合と同じ**のため、この「申請の手引」及び「電子申請システム操作マニュアル」に沿って手続を進めてください。

### (1) 提出書類 (P 1 1)

工事の種目変更希望であれば工事書類 (10~14 ※P 1 2参照。書類の作成要領はP 1 9参照)、測量・設計等の種目変更希望であれば測量・設計等書類 (15~20 ※P 1 2参照。書類の作成要領はP 2 2参照。) 掲載の書類を提出してください。

なお、どちらも**共通提出書類**は「1 申請書」「2 到達確認画面」「3 審査票」以外は提出不要です。



# 1 1 種目変更

## (2) システム入力（電操マ P 9～）

基本的に**新規申請の場合と同様に入力**します。ただし、書類1「申請書」、書類2「到達確認画面」、書類3「審査票」を除いた**共通書類4～9の提出が不要なため、システム上では下図のとおり入力**してください。

7 提出書類（共通）		
・「1 申請書」及び「2 到達確認画面」は、印刷したものも必ず郵送して		
1 申請書	郵送 <input type="radio"/>	※全ての入力の完了・データ送信とともに、印刷したものも郵送してください。
2 到達確認画面	郵送 <input type="radio"/>	※全ての入力の完了・データ送信とともに、印刷したものも郵送してください。
3 審査票	郵送 <input type="radio"/>	※市指定様式を印刷・作成し、郵送してください。
4 印鑑証明書	郵送 <input type="radio"/>	※全ての申請者が提出（郵送）してください。
5 使用印鑑届／委任状兼使用印鑑届	郵送 <input type="radio"/>	※市指定様式を印刷・作成し、郵送してください。
6 はがき	不要 <input type="radio"/>	※今回は不要です。
7 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）	郵送 <input type="radio"/> 不要 <input type="radio"/>	※どちらかにチェックをしてください。
8 納税証明書（国税等） 法人：3の3／個人：3の2	郵送 <input type="radio"/> 不要 <input type="radio"/>	※どちらかにチェックをしてください。
9 確定申告書（写し） 及び収支内訳書（写し）	郵送 <input type="radio"/> 不要 <input type="radio"/>	※

変更不可なのでそのまま。  
4、5は実態とは異なるが、特に問題ありません。

提出不要だが、必ずチェックを入れる。

7～9はいずれも「不要」にチェックを入れる。

## (3) 審査票（P 13）

審査票上部に「種目変更」の記載箇所があるため、記載例（P 35）を参考に記入してください。  
→「種目変更」欄の「有」及び「工」又は「測」を○で囲み、変更前後の種目を記入する。

審査票		市内	市外	種目変更	有(○)・無	2次審査	2次審査
申請者	※会社名等（漢字、英字又は名称）を記入	工	測	変更前種目	変更後種目		
株式会社京都商事							
1	申請したものと同じ「種号又は名称」						
2	到達確認画面						
3	審査票（この用紙）						
4	印鑑証明書						
5	「使用印鑑届」又は「委任状兼使用印鑑届」						
7	履歴事項全部証明書（登記簿謄本）						

登録希望の種目を記入する。（市役所の種目、市役所登録がなければ交通局又は上下水道局の種目）  
※物品は記入不要  
※また、市役所は一定の条件を満たす場合のみ、「工事」は「土木」「建築」が、「測量・設計等」は「測量」「土木設計」の2種目登録が可能（それ以外は不可）

「工事」又は「測量・設計等」で、「種目変更」（既に登録済の種目を別種目に変更希望）する場合は、「有」及び「工」又は「測」を○で囲み、現在登録している種目を「変更前種目」に、登録を希望する種目を「変更後種目」に記入する。

記入不要

# 1 1 種目変更

## (4) 提出用封筒宛名用紙 (P9)

用紙下部に「種目変更」の記載箇所があるため、記載例 (P34) を参考に記入してください。

(令和5年4月新規登録) ←

切取線

(差出人) ←

〒 604 - 0000 ←

住所：京都市中京区〇〇町〇〇通〇〇上る〇〇町  
10番地〇 〇〇ビル3号室

商号等： 〇〇商事株式会社

担当者： 総務課 京都太郎

電話番号：075-222-33xx

「申請される事業者の所在地（住所）、商号等を記入してください。」

「申請担当者」の方の氏名、連絡のつく電話番号を記入してください。  
(電話番号の記入は任意)

※行政処理等による提出の場合は、担当者欄に事務所名等を記入してください。

・今回は「更新」は対象外です。  
・申請する資格（工事／測量・設計等／物品）を○で囲む。  
・また、工事／測量・設計等で「種目変更」希望の場合は（種変）を○で囲んでください。

(備考) ←

新規 / 更新 / 業者 / 下 / 〇

工事 (種変) / 測量・設計等 (種変) / 物品

切取線